

定 款

株式会社SANKO MARKETING FOODS

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社SANKO MARKETING FOODSと称し、英文では、SANKO MARKETING FOODS CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 飲食店の経営、運営および管理
- (2) 飲食店の経営に関するコンサルティング業務
- (3) 飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟募集および技術援助ならびに経営指導
- (4) 飲食店に対する食料品、飲料品およびそれらの原材料の販売、配送および保管に関する業務
- (5) 調味料、食料品および飲料品の製造、加工、販売および輸出入
- (6) 煙草、酒類、玩具、衣料品、日用品雑貨の製造、仕入および販売
- (7) 薬剤および洗剤の販売
- (8) 事務用機器および事務用品ならびに通信機器の販売
- (9) マーケティングリサーチに関する業務
- (10) 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋
- (11) 土木、建築工事の設計、施工および管理
- (12) 廉房機器、空調機器、空気清浄機器、店舗設備、什器備品の製造、加工、リース、賃貸、販売および保守管理
- (13) 情報処理サービス業および情報提供サービス業
- (14) コンピュータ、その他周辺機器・関連機器およびそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸ならびに輸出入業務
- (15) 貨物利用運送業および運送取次業
- (16) 通信販売業
- (17) 広告、宣伝に関する企画、制作および広告代理業ならびにイベントの企画運営
- (18) 企業の財務に関する調査および立案ならびに会計事務の代行、給与計算代行および労務コンサルティング業務
- (19) 損害保険代理業務および生命保険の募集に関する業務
- (20) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
- (21) 金銭貸付業務

- (22) ケータリングサービス業
- (23) 惣菜、弁当等の製造加工、販売および宅配
- (24) 各種イベントの企画、制作、および運営
- (25) 旅行・観光および文化・自然に関する情報提供
- (26) 両替業
- (27) 人材の育成、能力開発および技能向上に関する教育事業
- (28) 消毒、清掃および害虫の駆除に関する業務
- (29) 畜産業
- (30) 水産業
- (31) 農業
- (32) 運輸業
- (33) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告をもってする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をできない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、43,072,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受け
る権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じ隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締

役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供了したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後 1 年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役ならびに監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役

会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第30条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれ行う。

(任 期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会議事録)

第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間とする。

(期末配当金)

第43条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払いの期末配当金および中間配当金には、利息はつけない。

(附 則)

本定款は、昭和52年4月16日から施行する。

平成13年6月19日一部改定
平成14年2月 8日一部改定
平成14年9月26日一部改定
平成15年9月25日一部改定
平成16年8月24日一部改定
平成16年9月24日一部改定
平成18年9月21日一部改定
平成19年9月20日一部改定
平成20年9月25日一部改定

平成21年9月25日一部改定
平成25年9月25日一部改定
平成27年9月25日一部改定
平成28年9月21日一部改定
令和元年9月27日一部改定
令和2年9月30日一部改定
令和3年9月29日一部改定
令和3年10月1日一部改定